

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく(社会包摂)ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○推進計画策定

上記実態調査の結果を踏まえ、地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 補助率：2分の1（予算の範囲内）
- 補助額：50万円以上（上限なし）
- 活用期間の上限：原則1年間

- 事業の一部の外部委託可能
- 事務管理費も補助対象

締切

・第四次募集

令和元年10月31日(木)

・第五次募集

令和元年11月29日(金)

(当日消印有効)

※相談は随時受付

プログラムB

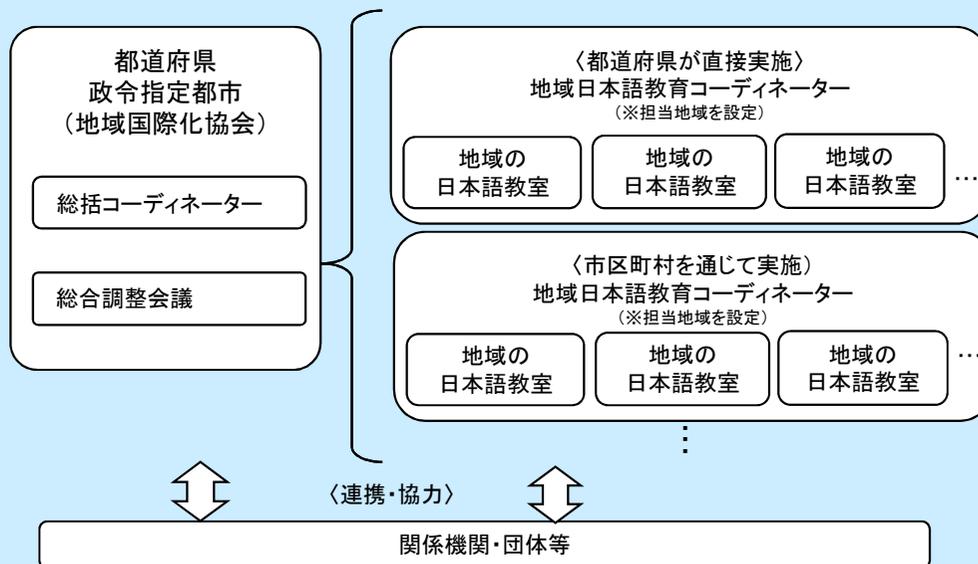
○都道府県・政令指定都市の司令塔機能の設置

- ・総括コーディネーターの配置（域内全体の計画策定や関係機関・団体との連絡調整、各地域への指導助言等）
- ・総合調整会議の設置（関係団体や有識者が構成員。総括コーディネーターへの意見や関係者間の意見調整等）

○地域の日本語教育の支援

- ・地域日本語教育コーディネーターの配置
- ・地域の日本語教室の運営
- ・地域の日本語教育人材の育成 等

- 補助率：2分の1（予算の範囲内）
- ※市区町村への間接補助可能。
- ※地方公共団体負担部分については、市区町村の予算を組み込むことが可能。
- 補助額：50万円以上（上限なし）
- 事業の一部の外部委託可能
- 事務管理費も補助対象



補助事業者

- ①都道府県
- ②政令指定都市
- ③総務省認定の
地域国際化協会
- ④上記③に準ずる団体



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)